

## 令和8年度 大津市立小中学校児童生徒の定期健康診断（尿検査）業務仕様書

### 1 業務の目的

学校保健安全法第13条その他関係法令に基づき、大津市立小中学校の児童生徒の定期健康診断（尿検査）を実施し、その結果を判定するとともに、児童生徒の健康の保持促進を図ることを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 検査項目

家庭採尿・・・蛋白、潜血、糖

#### (2) 対象（予定人数）

- ・児童・・・17, 259人
- ・生徒・・・8, 460人
- ・転入分・・・100人
- ・二次受診者・・・500人

※ 予定人数は受診予定者数であり、本業務における実施人数を保証するものではない。このことを承知のうえ見積もること。

#### (3) 実施場所

大津市立小中学校（小学校37校、中学校18校）※別紙のとおり

#### (4) 実施時期及び回収方法

- ・4月～5月
- ・大津市立小中学校の児童及び生徒全員を対象に1次尿検査を実施し、その結果陽性反応が出た場合は、2次尿検査も実施すること。
- ・事前に各学校と日程調整を行い、回収日及び回収時間を決定しておくこと。
- ・1次検査における回収日は最低2日間、2次検査においては最低1日設けること。ただし、指定した回収日以外にも必要に応じ、各校へ回収に行くことができる。
- ・1次検査と2次検査の間隔に十分配慮すること。
- ・事前に検査に必要な物品を各学校に配布しておくこと。
- ・本市での回収日を最低1日は設けること。
- ・感染症予防等の観点から、実施時期を延期する場合があることも予想されることから、この場合は別途協議すること。

#### (5) 検査結果報告について

- ・1次検査終了後、速やかに各学校に対し、検査結果を報告すること。
- ・すべての検査が終了した後、その結果集約について速やかに本市に報告すること。
- ・報告書の記載内容については、学校ごとに受検者数、陽性者数、要精密検査者数及び率並びに市全体の各合計を明記すること。

#### (6) 検査手数料の請求について

- ・(5)の報告書を検査した結果、合格したときは速やかに検査手数料の請求書を提出すること。
- ・検査手数料は、契約単価に受検者人数を乗じた額とし、二次検査を実施した場合も検査料を含めて請求するものとする。